

沼津市災害時要援護者 避難支援計画



沼 津 市

平成 27 年 3 月

目 次

第1章 基本的な考え方

1	計画の趣旨	1
2	計画の経緯	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の対象者	2
5	自助・共助・公助の取り組み	3
	(1) 自助（要援護者及びその家族の取り組み）	3
	(2) 共助（自治会をはじめとする近隣、地域の取り組み）	3
	(3) 公助（市をはじめ公共機関の取り組み）	3
6	関係機関等の役割	3
	(1) 沼津市の役割	3
	(2) 自治会（自治会、自主防災組織、連合自治会）の役割	4
	(3) 民生委員・児童委員の役割	4
	(4) 社会福祉協議会（市社協、地区社協）の役割	4
	(5) 地域包括支援センター、障害者相談支援センター、 沼津介護支援専門員連絡協議会の役割	5
	(6) 社会福祉施設（協定締結済み）の役割	5
	(7) 上記以外の社会福祉施設（協定未締結）、 福祉サービス事業者等の役割	5
7	市の推進体制	5

第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用

1	全件名簿	6
	(1) 登録者	6
	(2) 作成方法	6
	(3) 記載内容	7
	(4) 更新時期	7
	(5) 避難支援者への名簿の提供	7
	(6) 保管方法	7
2	同意者名簿	7
	(1) 登録者	8
	(2) 作成方法	8
	(3) 記載内容	8
	(4) 更新時期	8
	(5) 共有及び活用	8
	(6) 保管方法	8

第3章 災害に備えるための日常の取り組み

1 地域における要援護者避難支援計画の作成	11
2 要援護者の取り組み	11
(1) 住居等の安全対策の推進	12
(2) 緊急時用の情報カード等の作成・携帯	12
(3) 必要となる物資の備蓄	13
(4) コミュニティ活動への参加	13
3 地域における共助の推進	13
(1) 地域の支援者ネットワークの構築	13
(2) 防災訓練等の取り組み	14
(3) 声かけ、見守り活動等の実施	14
(4) 地域行事への参加促進	14
(5) 避難支援者の育成等	15
4 避難支援個別計画の作成	15
(1) 個別計画の策定	15
(2) 個別計画の内容	15
(3) 災害の種類や避難方法に応じた個別計画の検討	15

第4章 避難支援・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制	16
(1) 市における避難支援体制	16
(2) 地域における避難支援体制	16
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備	16
(4) ボランティア等との連携	17
2 情報伝達体制の整備	17
(1) 要援護者への情報伝達	17
(2) 避難支援者への情報伝達	17
(3) 社会福祉施設等への情報伝達	17
3 安否確認情報の収集体制	19
(1) 要援護者の安否情報の収集	19
(2) 要援護者から避難支援者への連絡	19
(3) 安否確認や避難支援を要する場合等のサインの共有	19

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所における支援体制	20
(1) 福祉避難所の設置	20
(2) 要援護者支援班の設置	21
(3) 避難所における人材確保	21
2 福祉避難所の開設及び運営	22
(1) 福祉避難所の指定	22
(2) 福祉避難所の周知	22
(3) 物資・器材・移送手段及び人材の確保	22
(4) 福祉避難所の開設	22
(5) 避難者の受け入れ	23
(6) 避難者名簿の作成・管理	23
(7) 運営にかかる食料や物資、人材の確保	23
(8) 福祉避難所の統廃合及び閉鎖	23
3 地域の避難者への支援体制	24

様式

様式1 避難行動要支援者名簿	25
様式2 災害時要援護者避難支援計画（追加項目）	26
様式3 災害時要援護者 避難支援個別計画書	28

参考資料

参考資料1 災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項	30
参考資料2 災害時要援護者の非常持出品（例）	43
参考資料3 災害や地域特性に応じた避難誘導時の留意点	44
参考資料4 地震・津波避難計画書（記載例）、 地震・津波避難MAP（作成イメージ）	46
参考資料5 緊急時用の情報カード例 （救急医療情報キット：市社協）	48
参考資料6 福祉避難所協定済み施設一覧	50

第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

災害対策基本法及び本市地域防災計画に定義されている災害は、「暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・崖崩れ・土石流・高潮・地震・津波・噴火・地滑り・その他の異常な自然現象・火災・爆発・水難・交通災害・放射性物質の大量の放出・その他の大規模な事故」など多種多様である。

これら災害による被害を軽減するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右する。防災対策には総合的な取り組みが求められ、高齢者や障害者など、災害時に援護を必要とする者（以下「要援護者」という。災害対策基本法第8条第2項第14号の要配慮者と同義。）の避難支援も、そのひとつにあげられる。

防災対策の取り組みには、自分の身を自分で守る「自助」、地域や近隣の住民相互の助け合いによる「共助」、市をはじめとする行政機関等による「公助」があるが、災害発生時には、地域での主体的な対応が求められることから、要援護者の避難支援に関しては、自助及び共助がとりわけ重要となる。

沼津市（以下「市」という。）は、この考え方にに基づき、自助、共助、公助の取り組みを明らかにし、災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うことを目的として、「沼津市災害時要援護者避難支援計画」（以下「避難支援計画」とする。）を策定する。

2 計画の経緯

要援護者の避難支援が全国的な課題とされる中で、市は、平成20年から「災害時要援護者名簿」を作成し、また、平成22年3月に「沼津市災害時要援護者避難支援計画」を策定して、災害に対する備えを進めてきた。

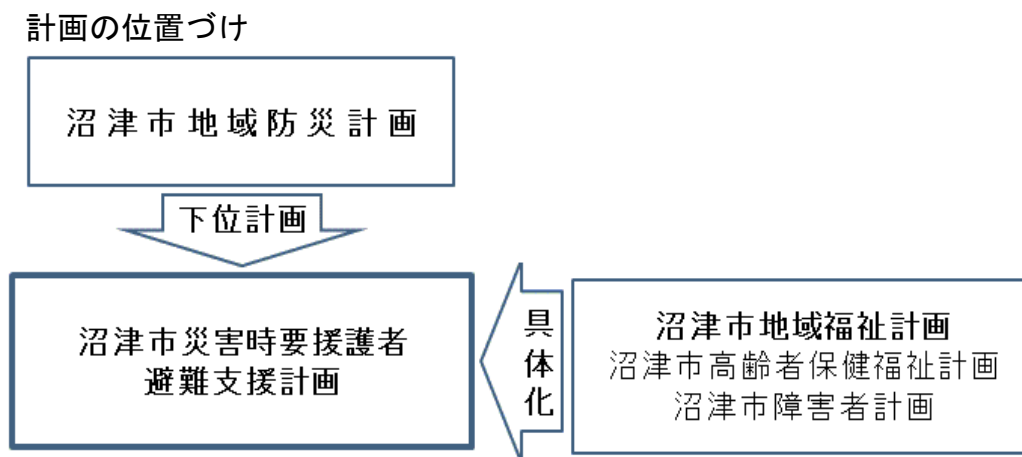
しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災の被災状況、中でも津波や放射能による災害は“想定外”と言われ、災害に対する避難行動及び、避難支援活動の難しさが改めて浮き彫りとなった。

また、平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことや、静岡県において第4次地震被害想定が発表されたことから、防災計画の見直しが求められることとなった。

このような状況を踏まえ、市は避難支援計画を改正し、地域の防災力を高めるとともに、要援護者の避難支援への取り組みを一層推進する。

3 計画の位置づけ

避難支援計画は、「沼津市地域防災計画」の下位計画として位置づけられ、当該計画及び「沼津市地域福祉計画」等に規定されている要援護者の避難支援に関する事項を具体化するものである。

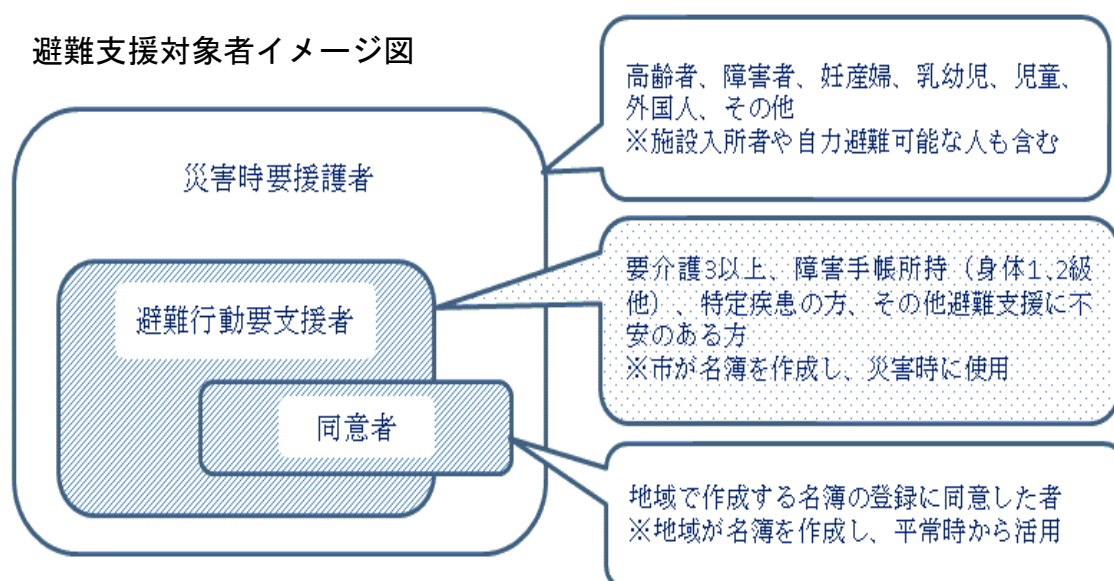


4 計画の対象者

本計画では、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者など、災害時に何らかの支援を必要とする「要援護者」の中でも、自力で避難できない在宅の者で、かつ家族等による十分な支援が受けられないなどの理由により、避難行動に周囲の支援を要する要介護3以上、障害手帳所持（身体1、2級他）、特定疾患の者に加え、これに準じ自治会などの支援関係者等に対し、本人の情報を提供することに同意した者（以下「同意者」という。）を「避難行動要支援者」として重点対象とする。

※ 災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項は「参考資料1」を参照。

避難支援対象者イメージ図



5 自助・共助・公助の取り組み

(1) 自助（要援護者及びその家族の取り組み）

災害発生時に最も重要なことは、自ら身を守る「自助」であり、このことは要援護者を含め、全ての人に当てはまる。避難支援を受ける場合でも受け身にならず、支援を受けやすい態勢を積極的に整えることが大切である。

※ 自ら行う備えとして災害の準備品の例は「参考資料2」を参照。

(2) 共助（自治会をはじめとする近隣、地域の取り組み）

「共助」とは、自分の安全が確保された後に、周りの方と助け合うことであり、災害初期の救助活動においては、顔の見える関係にある近隣住民相互の助け合いが大変有効である。

なお、要援護者は単独での避難行動が困難なことが想定され、地域住民による支援活動がより重要となることから、平常時から地域の防災力向上に努めることが望まれる。

(3) 公助（市をはじめ公共機関の取り組み）

市をはじめ、警察・消防・県・国といった行政機関、ライフライン各社による災害対策活動が「公助」である。

過去の大規模な災害では、公的機関も被災することや、支援範囲が広く支援活動に時間がかかる例が多いことから、市をはじめ、各機関とも、災害の発生からできるだけ早く応急対策活動を実施できるよう備えておくことが必要となる。

6 関係機関等の役割

(1) 沼津市の役割

<平常時>

- ア 要援護者の避難支援に関する連絡調整
- イ 避難行動要支援者名簿（全件名簿）の作成、管理
- ウ 災害情報等の情報伝達体制の整備
- エ 福祉避難所の指定、運営体制の確保
- オ 要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難訓練等の実施

<災害時>

- ア 災害情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者名簿（全件名簿）の提供
- ウ 要援護者の避難・安否確認の状況把握
- エ 避難所に設置される要援護者支援班と連携した要援護者支援
- オ 福祉避難所の開設・運営及び連絡調整

(2) 自治会（自治会、自主防災組織、連合自治会）の役割

<平常時>

- ア 地域の要援護者避難支援体制の確立
- イ 地域の要援護者避難支援計画の策定
- ウ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の作成及び管理
- エ 要援護者に関する避難訓練の実施
- オ 要援護者の状況の把握、声かけ、見守り活動の実施
- カ 避難支援個別計画の策定
- キ 地域の要援護者支援ボランティアの発掘と支援体制の確立

<災害時>

- ア 要援護者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者への避難支援及び安否確認
- ウ 避難所における要援護者支援班の設置

(3) 民生委員・児童委員の役割

<平常時>

- ア 地域の要援護者避難支援体制への協力
- イ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の作成協力及び共有、管理
- ウ 避難支援個別計画の策定や避難訓練等の実施への協力
- エ 要援護者の状況の把握、声かけ、見守り活動の実施

<災害時>

- ア 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認への協力
- イ 避難所の開設及び要援護者支援班の運営への協力

(4) 社会福祉協議会（市社協、地区社協）の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の共有、管理（市社協）
- イ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）への登録の呼びかけ（地区社協）
- ウ 地域の要援護者支援ボランティアの発掘と支援体制の確立
- エ 緊急時用の情報カードの普及、啓発
- オ 要援護者の状況の把握、声かけ、見守り活動の実施

<災害時>

- ア 要援護者の避難支援及び安否確認への協力
- イ 避難所における要援護者支援班の設置協力
- ウ 避難所及び福祉避難所における支援ボランティア活動支援

(5) 地域包括支援センター、障害者相談支援センター、沼津介護支援専門員連絡協議会の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）への登録の呼びかけ
- イ 地域における支援関係者との連携強化
- ウ 避難支援個別計画の策定や避難訓練等の実施への協力

<災害時>

- ア 要援護者に対する災害情報、避難情報の提供
- イ 要援護者の避難生活における各種相談への対応
- ウ 継続的な福祉サービスの提供

(6) 社会福祉施設（協定締結済み）の役割

<平常時>

- ア 福祉避難所としての職員対応や受入れスペースの確保など態勢の整備
- イ 福祉避難所対応のための備蓄品の確保
- ウ 行政や地域の関係機関との連携強化
- エ 施設の性質に応じた、専門的なボランティアの登録と訓練
- オ 緊急通行車両登録の推進

<災害時>

- ア 福祉避難所の開設及び運営への協力
- イ 移送をはじめとする要援護者の避難支援への協力

(7) 上記以外の社会福祉施設（協定未締結）、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

- ア 福祉避難所としての開設の検討（入所施設）
- イ 地域における支援関係者との連携強化
- ウ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）への登録の呼びかけ（通所施設）

<災害時>

- ア 要援護者の避難生活における各種相談への対応
- イ 継続的な福祉サービスの提供
- ウ 移送をはじめとする要援護者の避難支援への協力

7 市の推進体制

市は、要援護者の避難支援業務を的確に実施する体制を確保する。

平常時は社会福祉課を中心に、福祉事業担当課及び防災担当課が連携し、名簿作成や福祉避難所に関する調整など、災害への備えを推進し情報共有を図る。

災害時は、市民部社会班の中に要援護者担当チームを配し、市災害対策本部内各班との連絡を密にし、要援護者の避難支援にあたる。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用

市は、災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合に、要援護者の中でも避難行動に周囲の支援を要する避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成する。

この名簿は、「全件名簿」及び「同意者名簿」の2種類から成り、それぞれの目的に応じ、作成、使用、保管の方法などについて定める。

全件名簿は、行政の持つ情報をまとめたもので、安否確認や避難生活支援などを漏れなく実施するために整備する。

同意者名簿は、地域の同意者を登録し、避難支援者が情報を共有することで、災害時に避難誘導や安否確認などの迅速な避難支援を行うために整備する。また、平常時からの避難支援体制の構築や声かけ見守り活動にも活用する。

1 全件名簿

市は、避難行動要支援者の安否確認や避難生活の支援などを漏れなく確実に実施するため、高齢者や障害のある人等の行政情報を全件名簿として作成・保管し、災害発生時等非常時に避難支援者に提供する。

(1) 登録者

被災リスクが高いと考えられる以下に規定する在宅の要援護者。

番号	対象者	所管課等
①	要介護認定を受けている者（要介護3以上の人）	介護保険課
②	身体障害者手帳を所持している者（障害程度1～2級の人）	障害福祉課
③	知的障害者療育手帳を所持している者（A判定の人）	障害福祉課
④	精神障害者保健福祉手帳を所持している者（障害程度1級の人）	障害福祉課
⑤	特定医療費（指定難病）受給者証を所持している者 特定疾患医療受給者証を所持している者	健康づくり課
⑥	その他の避難行動に支援を要する人（本人の申し出）	同意者名簿より

(2) 作成方法

要介護認定を受けている者及び各障害手帳を所持している者の情報は、介護保険課及び障害福祉課が保有するデータベース等から抽出し、特定疾患の者の

情報は、健康づくり課が静岡県から取得する。

これらに含まれない、支援を要すると申し出た者については、後述の同意者名簿から情報を収集し全件名簿に転記する。

(3) 記載内容

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号又はその他の連絡先
- カ 避難支援を要する事由（事由番号、特記事項）
- キ その他避難支援に有用な情報

(4) 更新時期

防災の日を基準に毎年更新する。

(5) 避難支援者への名簿の提供

災害が発生した時や、発生のおそれがある場合（避難勧告発令時など）に、市は以下の者に名簿を速やかに提供する（関係する地域の情報のみ）。

- ア 自治会（連合自治会、自主防災会、地域の避難支援者）
- イ 民生委員
- ウ 消防署
- エ 警察署
- オ 市社会福祉協議会
- カ その他避難支援を行う団体で市長が認めたもの

(6) 保管方法

名簿は災害時に迅速に活用できるよう地区別（小学校区等）に整理し、電子データ及び紙媒体で市が保管し、前項以外には公表しないものとする。

2 同意者名簿

災害発生時には、行政機関も被災し、その機能が低下することも想定されることから、隣近所の住民相互による迅速な支援活動が重要と考えられる。

そのため、地域防災の主体である自治会は、地域住民に名簿登録にかかる周知を行い、登録希望者からの申し出に基づき、地域の同意者名簿を作成する。

名簿は避難支援者が共有し、災害発生時の避難誘導や安否確認など迅速な避

難支援に活用するほか、平常時の声かけ見守り活動などにも活用する。

(1) 登録者

名簿登録を希望する者。

(2) 作成方法

市は、自治会に同意者名簿の作成を依頼する。

自治会は、地域住民に名簿登録にかかる周知を行い、同意者（本人もしくは代理人）からの申し出に基づき名簿を作成する。

民生委員や地区社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの福祉関係団体、福祉サービス事業者等は、同意者名簿の作成に協力し、地域の避難行動要支援者に対し登録を勧める。

(3) 記載内容

全件名簿に準じ、記載の内容は本人の申し出に基づく。

※ 名簿の書式は「様式1」のとおり。なお、地域で同様の趣旨の名簿を作成することや、世帯票に支援を要するなどの項目を追加することにより、対象者の把握と情報共有を図られる場合には、この名簿作成に代えることができる。

(4) 更新時期

同意者からの申し出により随時更新し、地域の避難支援者が最新の情報を共有するよう努める。また、名簿情報の内容については、防災の日などを基準として登録者の状況確認を行う。

(5) 共有及び活用

沼津市地域防災計画の規定により、自治会や民生委員などの地域の避難支援者のほか、市及び消防署、警察署、市社会福祉協議会が名簿を共有し、地域における災害時の避難支援に活用する。

平常時には、避難支援の体制構築のほか、見守り、声かけ等の福祉活動にも活用する。

(6) 保管方法

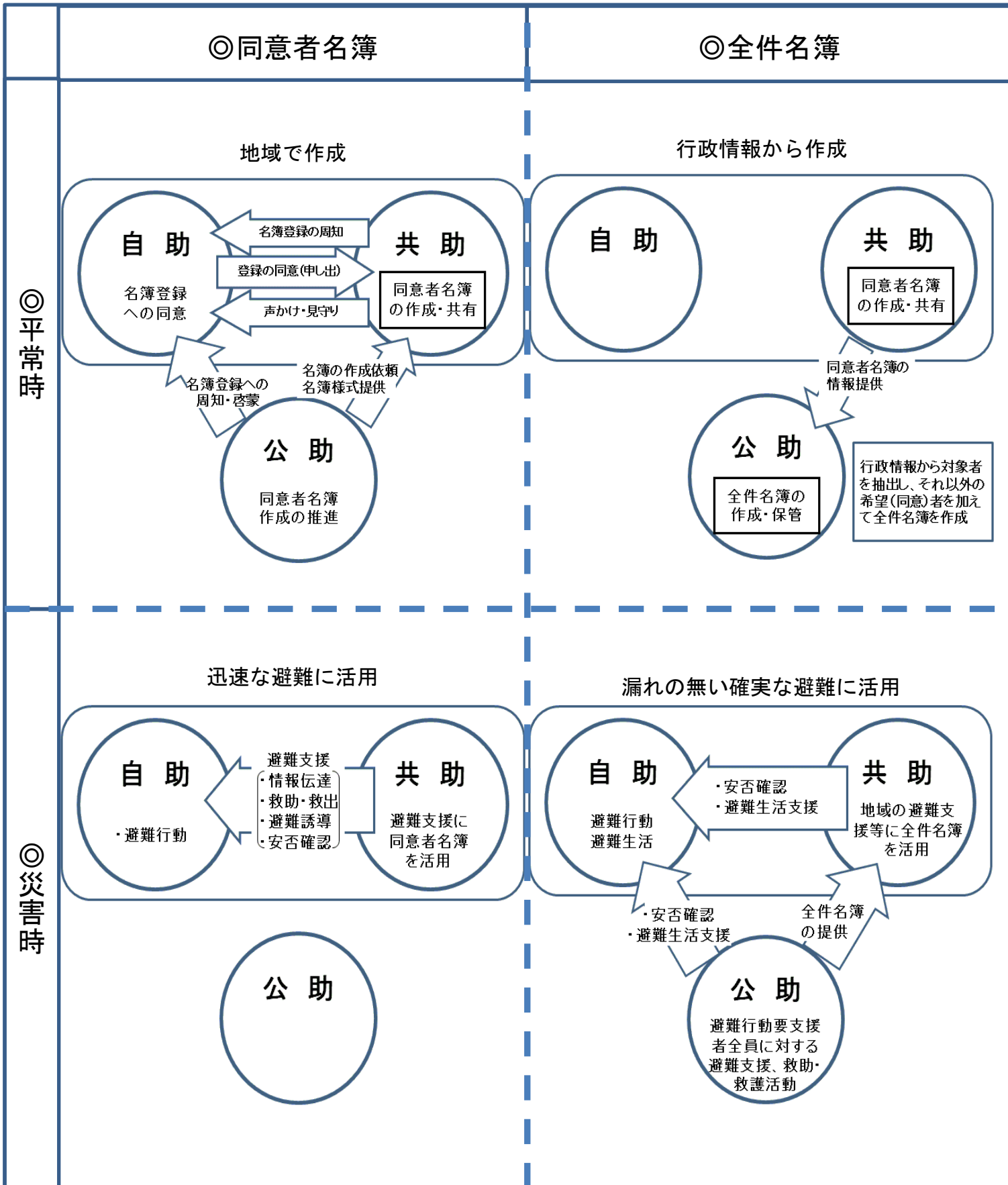
名簿情報については情報保護の対策が不可欠であるため、名簿共有者は、名簿が災害時に活用しやすく、かつ安全な場所に保管するなど、名簿の適正な管理に努める。

また、名簿共有者は、同意者名簿等に関して知り得た情報を漏らしてはならない（守秘義務の遵守）。

全件名簿と同意者名簿の違い

	全件名簿	同意者名簿
作成者	沼津市	自治会
作成方法	行政情報等を集約	要援護者の同意（申し出）
使用目的	（災害時）安否確認 避難生活支援	（災害時）情報伝達 救助救出活動 避難誘導 安否確認 （平常時）声かけ、見守り等
使用制限	災害時に限定	平常時から活用
公開範囲	避難支援者・ 支援ボランティア等市長が 認めた支援団体	地域の避難支援者・ 消防署・警察署・ 市社会福祉協議会
更新	毎年更新	申し出の受付は随時実施し 毎年状況を確認し更新に務める

避難行動要支援者名簿の取り組みイメージ図



第3章 災害に備えるための日常の取り組み

本市には豊かな自然環境が存在する反面、想定される災害は多様であり、その範囲も一様ではない。また、要援護者や避難支援者を含めた地域住民の生活環境やコミュニティの取り組みについても地域により特色がある。

このため、要援護者の避難支援の取り組みについても、地域の実情に併せ、地域ごとに避難支援の方針を定めておくことが望ましい。

要援護者は、災害時に適切な避難行動をとることが難しいことや、器材や医薬品が欠かせない場合もあることから、平常時から災害に対する備えを十分にしておくことが重要である。

地域の避難支援者においては、日ごろから要援護者の状況を把握するとともに、防災訓練や見守り活動を通じて、要援護者との信頼関係を構築することが期待され、一人ひとりの実情に応じた避難支援個別計画の作成などの防災対策を進めることが望まれる。

1 地域における要援護者避難支援計画の作成

地形や住民構成、コミュニティの取り組みなどは、地域により大きく異なることから、災害想定やその対策は地域により異なってくる。

要援護者及び避難支援者が、共に安全かつ確実に避難するためには、それぞれの地域の状況に応じた避難支援の方針を定め、認識を共有しておくことが重要である。このため、自治会等の避難支援者は、地域独自の避難支援計画を作成することが望ましい。

作成方法の例として、市（危機管理課）が提供する「地震・津波避難計画書」や「地震・津波避難計画 MAP」を自主防災組織が作成する際に、地域の避難支援者や相談窓口等の項目を追加し、平常時・災害時の地域の取り組みなどを併せて定め、災害時要援護者避難支援計画を兼ねる、などがあげられる。

※ 災害や地域特性に応じた対応の例は「参考資料3」を、「地震・津波避難計画書」及び「地震・津波避難計画 MAP」は「参考資料4」（資料は記載例及び作成イメージ）を、災害時要援護者避難支援計画（追加項目）の書式例は「様式2」を参照。

2 要援護者の取り組み

災害対策の中でも重要なのは自助である。そのため、要援護者自身も、災害に対する準備や心構えを持つことが不可欠である。

平常時から、住居の安全対策に注意を払い、自身の情報を持ち出せるよう準

備し、非常持出品や避難用器具などを備えると共に、防災訓練に参加するなど地域住民や避難支援者と積極的に関わりを持つことが大切である。

(1) 住居等の安全対策の推進

家屋の耐震化や家具の転倒防止策を実施し、避難経路には障害物を置かないこと、家の中でどこが最も安全かを考えることなど、災害時の避難行動が速やかに実施できるように日常から備える。

(2) 緊急時用の情報カード等の作成・携帯

災害時の避難行動や避難所生活において必要な支援が受けられる様に、自らの状況や必要とする支援について記録した、緊急時用の情報カード等を作成する。カードは平常時に作成し、災害時等に持ち出せるよう準備しておく。

※ 緊急時用の情報カードの例は「参考資料5」（沼津市社会福祉協議会が推進する「救急医療情報キット」）を参照。

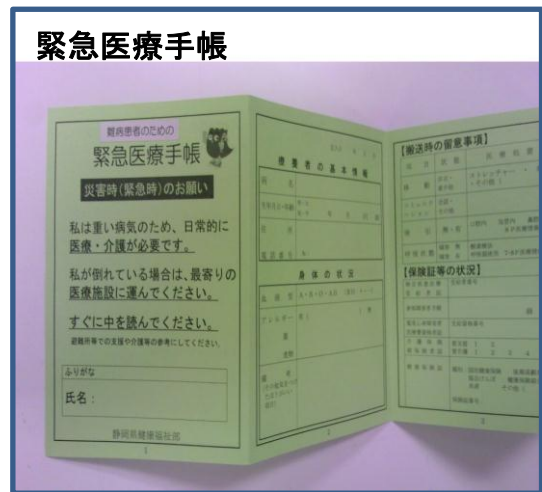
避難行動要支援者名簿には、一人ひとりの詳細な情報までは掲載していないため、要援護者自身が、避難時にどのような支援が必要であるか、避難支援者に知っておいて欲しいことなどの情報を発信することが重要となる。

- ・ 救急医療情報キットに記入をして冷蔵庫に保管する
- ・ 自身の状況を記入した名札やカプセルを身に着ける
- ・ 健康診断の結果や薬手帳をわかり易いところに置いておく
- ・ 高齢者実態調査の結果を冷蔵庫等に貼り付けておく
- ・ 障害者用の災害ベストを用意する
- ・ 静岡県が作成した緊急医療手帳を携帯する

これらの情報は、避難時に本人若しくは避難支援者が速やかに携帯できるよう所在を明らかにしておき、その内容も理解し易いことが重要である。

上記の備えをしておくことで、緊急的に医療を受けることになった際にも、心身の状態についての説明が容易になることが期待できる。

なお、自身の健康状態や常備薬等の情報が古いと危険なこともあるため、記載内容は最新の状況を保つ様に努める。



(3) 必要となる物資の備蓄

あらかじめ必要な物資や予備薬品等を備蓄し、また、避難に必要な器具類を準備し、災害に備える。

※ 備蓄品等の例は「参考資料2」を参照。

(4) コミュニティ活動への参加

地域の防災訓練等へ積極的に参加し、避難所や避難経路の状況を把握することに努める。

また、地域の行事などにも進んで参加し、平常時から近隣住民や避難支援者とのコミュニケーションを強化するなど、必要なときに十分な支援を受けられるよう、関係の構築を心掛ける。

3 地域における共助の推進

発災時に迅速かつ円滑に避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える良好な関係を構築することにより、地域の防災力を高めておくことが必要である。

そのためにも、防災に直接関係する取り組みだけでなく、日常の様々な場面において、要援護者が地域社会で孤立することを防ぎ、地域の中で交流できる環境を整えることが大切となる。

(1) 地域の支援者ネットワークの構築

自治会や民生委員、地区社協等の地域の支援関係者は、要援護者の支援体制の確立を図るための打ち合わせや研修会を実施し、緊密に連携を図る。

研修会の様子（避難支援ワークショップ）



（2）防災訓練等の取り組み

地域において防災訓練等を実施する際には、同意者名簿に登録している要援護者に参加を促し、情報伝達や避難支援等の確認を行う。

また、地域の参加者に対しても、車いすによる避難体験や避難誘導を行う経路の確認、図上訓練（HUG：避難所運営ゲーム）などを実施し、要援護者の避難支援への理解が、地域全体に浸透するよう努める。



（3）声かけ、見守り活動等の実施

要援護者の中には、日常生活に様々な支援を要する人も多いことから、地域における声かけや見守り活動等を日頃から実施し、要援護者の状況を把握するとともに、お互いの理解と信頼関係の構築に努める。

（4）地域行事への参加促進

地域内の交流を推進し、地域コミュニティの醸成に努めるため、地域行事等を実施する際には、要援護者にも参加しやすい行事を企画し、同意者名簿の登録者に参加を呼びかける。

(5) 避難支援者の育成等

避難支援者自身の安全を確保しつつ、迅速かつ確実な要援護者の避難支援ができるよう、日頃から地域の防災意識の向上や共助の意識啓発に努める。

また、避難支援や救助活動、避難所で協力してもらえるボランティア等の人材の発掘や育成に努め、支援者の裾野を広げるとともに、女性の登用を進め、要援護者や女性、子ども等の安全やプライバシーの確保、需要の把握などに努め、地域の防災力を向上させる。

4 避難支援個別計画の作成

要援護者と避難支援者の良好な関係が構築されている場合は、要援護者一人ひとりの状況に応じ、具体的な支援の内容を定めた避難支援個別計画（以下「個別計画」という。）を作成しておくことで、避難支援の実効性を高めることが期待できる。

(1) 個別計画の策定

個別計画は、要援護者及びその家族と、自治会や隣近所の住民を中心とした避難支援者、さらに地域包括支援センターや障害者相談センター、介護支援専門員、福祉サービス事業者などが話し合い、要援護者の状況に応じて、必要な支援方法を定める。

(2) 個別計画の内容

個別計画は、避難支援等の方法について具体的に打合せ、関係者間で必要な情報を共有できるよう、同意者名簿に記載されている情報に加え、以下の情報等を記録する。

- ・ 発災時に避難支援を行う者
- ・ 情報伝達・避難誘導・避難所生活等、避難支援時の留意点
- ・ 避難支援の方法や避難場所、避難経路
- ・ 本人が不在で連絡が取れない時の対応 等

※ 個別計画の例は「様式3」を参照。

なお、個別計画策定時には、その目的を十分理解した上で策定し、個人情報の管理に十分な配慮をする。

(3) 災害の種類や避難方法に応じた個別計画の検討

災害の脅威はその種別毎に異なり、最適な避難行動も、避難場所や避難のタイミングにより異なってくる。

台風など事前に避難準備を行う時間が確保しやすい災害と、地震や津波など突発的な災害とでは、避難支援の内容が異なることから、個別計画を策定する際には、様々な災害を想定した支援方法を検討することが必要である。

第4章 避難支援・安否確認体制の整備

市内においても様々な災害が想定されるが、災害によっては、避難所を利用する「立ち退き避難」だけではなく「屋内安全確保」の方が有効な場合も考えられる。

従って避難支援も、安全な場所までの移動の支援だけでなく、災害情報が得られにくい要援護者に対する「情報伝達」や、電話や個別訪問などによる「安否確認」などの支援も挙げられる。

要援護者及び避難支援者が、より安全に避難支援を実施するためには、住んでいる地域にどのような災害リスクがあるかを把握し、適切な避難と支援行動をとることが求められる。

1 避難支援の実施体制

(1) 市における避難支援体制

市は、地域防災計画に基づき、社会班の中に速やかに要援護者担当チームを編成し、防災対策本部各班と連携して、要援護者の避難支援体制を整える。

(2) 地域における避難支援体制

地域毎の避難支援計画や個別計画に予め定めた体制により、要援護者の避難支援を迅速かつ円滑に実施する。

避難支援者は、情報班や救出・救助班などと連携し、個別計画や同意者名簿、全件名簿、緊急時用の情報カード等の情報を基に、要援護者それぞれの状況に応じた、情報提供や声かけや避難誘導、安否確認などの避難支援活動を臨機応変に展開する。

なお、避難支援活動は、安全を最大限に確保した上で、地域の助け合い活動として実施する。

※ 要援護者の状況に応じた支援の方法については「参考資料1」を参照。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

災害に関する協定を締結している社会福祉施設は、要援護者の受入れや移送支援などの避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

協定を締結していない社会福祉施設及び福祉サービス事業所等は、継続的な福祉サービスの提供に努め、移送をはじめとする要援護者の避難支援への協力や各種相談への対応等を行う。

(4) ボランティア等との連携

市社会福祉協議会はボランティアに関する窓口を設置する。

市や自治会をはじめとする避難支援者は、市社会福祉協議会と連絡を密にし、被災現場での支援活動経験のある団体を中心に、ボランティア団体との連携に努める。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要援護者への情報伝達

市は、市民全体に実施する、防災行政無線、コミュニティFM、広報車などによる広報活動のほか、ファクシミリの活用や携帯電話メールなど、複数の広報手段を活用し、要援護者に対して正確な防災情報を迅速に提供する。

避難行動に時間のかかる要援護者は、避難準備情報が発令されたら避難行動を開始するよう努める。

<情報伝達手段>

ア 防災行政無線の活用（戸別受信機等）

イ ファクシミリの活用

ウ 携帯電話メールの活用

エ 放送事業者への情報提供

オ ケーブルテレビ、コミュニティFMへの情報提供

カ 広報車・消防団等による広報

(2) 避難支援者への情報伝達

市は、様々な情報伝達手段や地域の情報伝達体制を活用し、避難支援者を含めた地域住民に避難準備情報等の防災情報を提供する。

避難支援者等は、避難準備情報が発令されたら要援護者の避難支援にとりかかるよう努める。

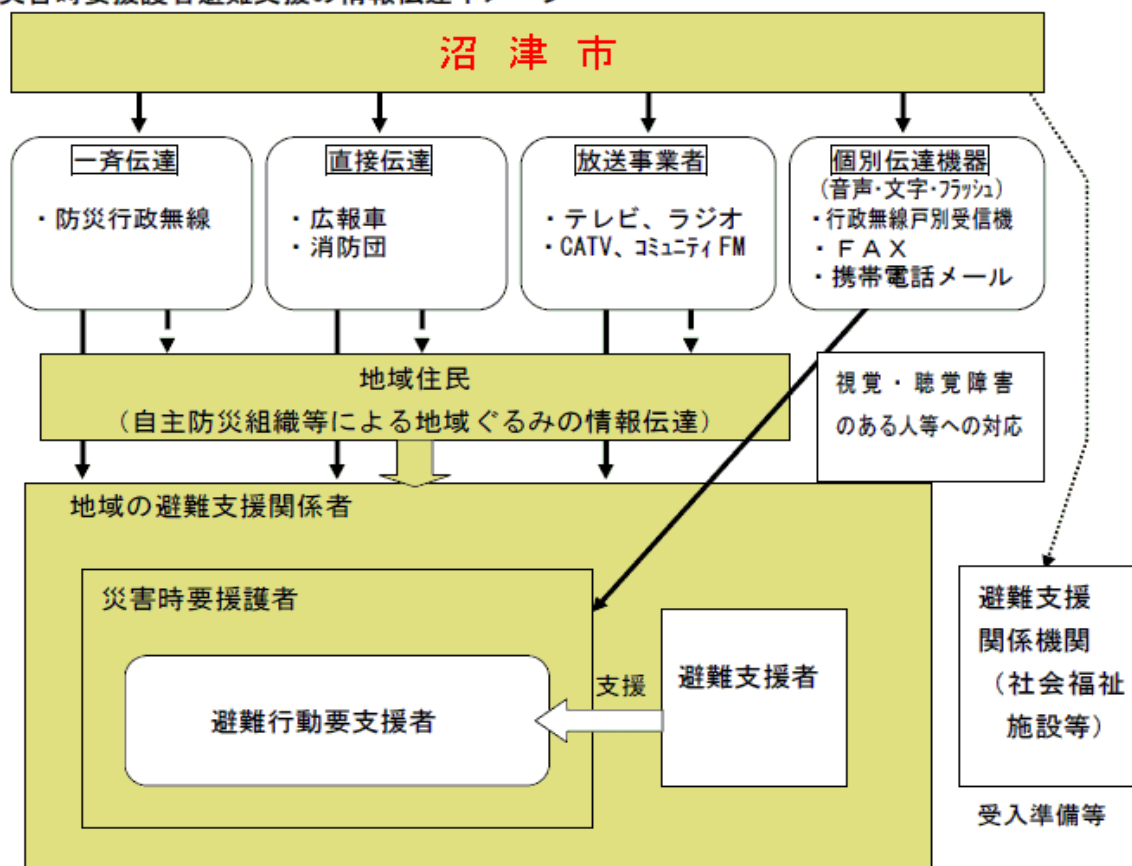
(3) 社会福祉施設等への情報伝達

市は、社会福祉施設等が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、一斉伝達手段のほか個別伝達機器等を活用し防災情報を提供する。

防災情報の種類について

情報の種類	概要	避難行動	発令範囲
避難準備情報	避難のための準備を事前に呼びかけるもの	避難行動の準備をする ※ 避難行動に時間のかかる要援護者は避難行動を開始する	市内全域
避難勧告	災害による被害が予想される場合に避難行動をとるよう勧めるもの	避難行動を開始をする	災害が予想される区域
避難指示	災害による被害が間近にせまる場合に避難行動をとるよう指示するもの	直ちに避難行動を開始する	災害が予想される区域、避難を要する人

災害時要援護者避難支援の情報伝達イメージ



3 安否確認情報の収集体制

(1) 要援護者の安否情報の収集

要援護者の安否情報の収集については、同意者名簿や全件名簿等を用いて、避難支援者が連携して行う。

市は、避難所や地域ごとの要援護者の安否情報を収集する。

(2) 要援護者から避難支援者への連絡

要援護者は、台風などの災害情報から、自主的に避難する場合には、避難支援者や避難所、市に連絡をする。

(3) 安否確認や避難支援を要する場合等のサインの共有

避難支援を円滑かつ確実に実施できるよう、「退避済」や「避難支援要請」など、状況を周囲に知らせるためのサインを地域の支援計画に定め、認識を共有しておくことも有用である。

ただし、防犯上の課題等もあることから、その運用や取り扱いには十分注意が必要である。

安否確認サインの例

- ・「避難済」などの張り紙をする
- ・避難完了済みの合図として黄色い旗を玄関に掲げる
- ・紅白の旗を使用し、無事であれば“白旗”、助けが必要な場合は“赤旗”を掲げる
- ・無事である場合に玄関にタオルをかけておくなど

安否確認サインのデメリット

- ・被害状況や時間に余裕が無い場合には活用し難い
- ・「退避済」の表示は不在を示すため防犯上の課題がある
- ・心身の状態変化によりサインの変更ができないなど

第5章 避難所等における支援体制

大規模な災害が発生した場合、多くの被災者が避難所で避難生活を送ることとなるが、一般の避難者と共同生活が難しい要援護者については、教室や保健室など使用可能な部屋や、居住区域の割り振りにより区画を設け「福祉避難室」を開設し、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

より高度なサービスや介助が必要で、福祉避難室での対応が困難な要援護者については、予め協定を結んだ福祉施設などに、二次的な避難所として「福祉避難所」を開設し、要援護者を移送する。

なお、市や避難所運営者、避難支援者、は、避難所以外で避難生活を送る地域の要援護者を把握し情報や物資の提供に努める。

1 避難所における支援体制

(1) 福祉避難室の設置

市及び避難所運営者は、避難所の開設にあたり、特定の教室やトイレに近い場所、階段を使わない1階、出入りが容易な場所、和室や採光等の良い場所等をあらかじめ指定し、要援護者のための福祉避難室として確保するよう努める。

この場合に福祉避難室は、要援護者の状況ごとにそれぞれ対応できるように設置することが望ましい。

福祉避難室の設置イメージ図



前頁のイメージでは例として、

- ・介護を必要とする人は、体育館の出入り口（トイレ）近くを仕切る
- ・母子は、体育館の中でも区画されている会議室等
- ・身体障害者は、車イス等が安心して使える様に別棟の校舎内
- ・精神・知的障害者は、パニックにならない様に校舎内で静かな部屋と、それぞれの状況に応じて区画を分けています。

（２）要援護者支援班の設置

避難所運営者は、要援護者の避難所生活の支援などに対応する「要援護者支援班」を設置する。要援護者支援班は、要援護者の状況把握や物資の供給、情報提供、相談対応、関係機関等との連絡調整などを行う。

避難所の要援護者支援班の業務

- 要援護者支援窓口の設置
 - ・要援護者からの相談への対応
 - ・確実な情報伝達や救援物資の提供
- 要援護者の避難状況の把握
 - ・避難行動要支援者名簿等との照合による安否確認
 - ・避難所内の要援護者名簿の作成
- 要援護者の状況・ニーズの把握
 - ・要援護者一人ひとりのニーズの把握
 - ・市や福祉避難所との連携

（３）避難所における人材確保

市は、自治体間の相互応援協定による職員派遣のほか、市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会等の関係団体、社会福祉施設の職員やOB、障害者・高齢者等の支援団体などと平常時から連携を図るとともに、ボランティアの養成に努め、避難所における要援護者を支援する人材を確保する。

2 福祉避難所の開設及び運営

(1) 福祉避難所の指定

市は、地域の避難所での避難生活が困難な要援護者を受け入れるため、避難所の設置基準等に基づき、必要な要件を備える市内の福祉施設等と協議し、福祉避難所の指定に関する協定を締結する。

※ 市内の福祉避難所協定締結済み施設は「参考資料 6」を参照。

(2) 福祉避難所の周知

市は、災害発生時に要援護者の支援を円滑に行うため、福祉避難所に関する情報（設置の目的、設置場所、開設基準等）を、自治会等の避難支援者に周知する。

(3) 物資・器材・移送手段及び人材の確保

市は、施設管理者と連携し、福祉避難所において必要な物資・器材の備蓄を図るとともに、災害時等における緊急通行車両等の申請を行うなど、要援護者の状態に配慮した適切な移送手段を確保する。

また、施設管理者は、要援護者の避難生活を支援するため、有資格者等の人材の確保に関して、施設職員OBをはじめ、関係団体及び事業者、地域の支援ボランティアと連携する。

(4) 福祉避難所の開設

市は、災害が発生した時に、協定を締結した社会福祉施設の被災状況や、受入れ状況、移送手段等を確認し、要援護者の避難状況などから福祉避難所の開設を決定する。

開設の期間は、原則として、災害の発生の日から最大7日以内とする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日付け厚生省告示第144号）により、災害救助法の適用を受ける場合の避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内となっている。

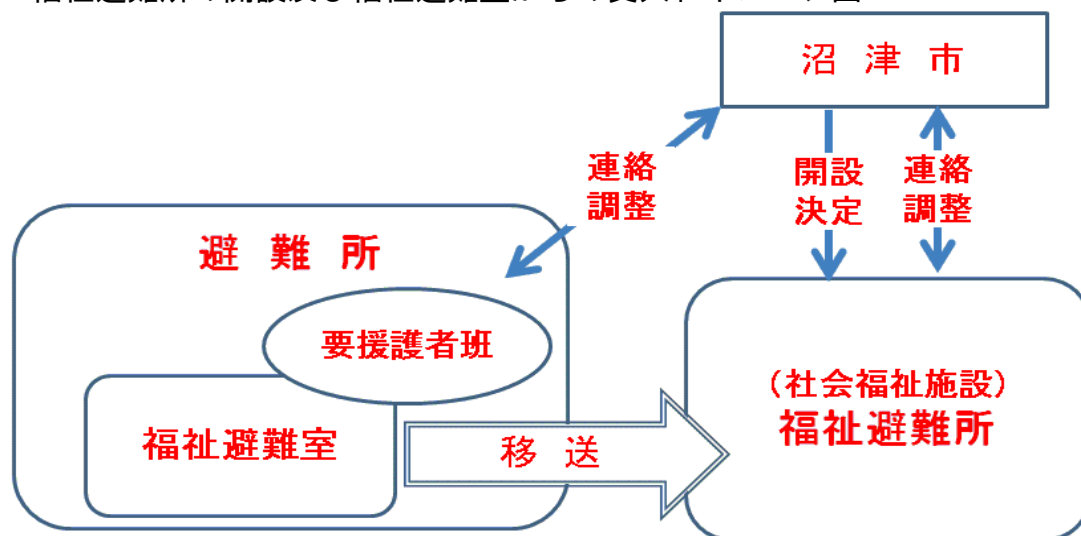
7日の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、厚生労働省令により“県と協議して必要最小限の期間を延長することができる”とされており、東日本大震災の際にも期間が延長されている。

(5) 避難者の受け入れ

施設管理者は、福祉避難所の受け入れ体制が整いしだい、市や避難所の要援護者支援班と連携を図り、福祉避難室での避難生活が困難な要援護者を受け入れる。

要援護者の搬送は福祉車両等の移送手段を活用し、避難生活に要する物資や緊急時用の情報カード等の個人の情報も同時に受け入れる。

福祉避難所の開設及び福祉避難室からの受け入れイメージ図



(6) 避難者名簿の作成・管理

施設管理者は、福祉避難所に避難した者の名簿を作成し、状況に応じて随時更新する。

(7) 運営にかかる食料や物資、人材の確保

福祉避難所を開設した後に必要となる物資や人材については、市と施設管理者が連携し確保する。

なお、施設管理者が備蓄している食料や生活必需品を要援護者に支給した場合には、その経費を福祉避難所の運営経費として公費で負担する。

(8) 福祉避難所の統廃合及び閉鎖

市は、福祉避難所の利用者数が減少した場合は、状況に応じて福祉避難所の統合を行う。

また、避難している要援護者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要に応じ現状回復を行い、福祉避難所を閉鎖する。

3 地域の避難者への支援体制

要援護者の中には、他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、自宅や車庫、自動車内などで避難生活を送る人がいることも考えられる。

市及び避難所運営者並びに避難支援者は、同意者名簿及び全件名簿（配布後）から、避難所以外で生活する地域の要援護者に対し、所在確認や状況把握を行い、必要な生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供、情報の提供その他避難生活に必要な支援を行うよう努める。